

# 令和4年度事業計画

学校法人 二戸学園



# 学校法人二戸学園 令和4年度事業計画 目次

<序文>	・・・1
建学の精神	・・・2
I. 大学の教育	
1. 学生受入れ	・・・2
2. 学生支援の強化	・・・2
3. 学修環境の充実	・・・4
4. 単位の認定、進級、卒業（修了）認定	・・・5
5. 教育内容（教育課程）の充実	・・・6
6. 教育方法の充実	・・・6
7. 教育活動の評価	・・・7
8. 教育・教員組織の整備	・・・7
9. 教学ガバナンスの強化	・・・8
II. 大学院の教育	
1. 大学院生の受入れ	・・・8
2. 大学院生の教育	・・・9
3. 大学院の運営体制等の整備	・・・9
III. 大学の研究活動	
1. 研究の重点化と特色ある研究の推進	・・・9
2. 研究活動を活性化するための支援体制	・・・10
3. 若手研究者への支援	・・・11
4. 外部研究資金の獲得と研究支援体制等の整備	・・・11
5. 研究成果の発信と管理	・・・11
6. 研究倫理の徹底	・・・12
IV. 大学の社会貢献活動等	
1. 本学の社会貢献の実態把握と社会貢献活動の推進	・・・12
2. 本学の活動の社会への情報発信の充実	・・・13
3. 社会連携・社会貢献を推進するための体制整備	・・・13
V. 法人及び大学の管理運営	
1. 法人ガバナンスの強化	・・・14

2.	コミュニケーションの円滑化	・ ・ 1 5
3.	コンプライアンスの体制強化と推進	・ ・ 1 5
4.	リスク管理体制の整備と強化	・ ・ 1 6
5.	業務執行体制の見直しと人事管理	・ ・ 1 6
6.	効率的な事務体制の構築	・ ・ 1 7
7.	各種会議（委員会）の見直しと活性化	・ ・ 1 7
8.	給与体系の検証	・ ・ 1 7
9.	職員の資質向上	・ ・ 1 7
10.	広報活動の推進	・ ・ 1 8
11.	情報の公開（透明性の確保）	・ ・ 1 9
VI. 法人の財務及び会計		
1.	財務基盤の安定化	・ ・ 1 9
2.	外部資金の獲得	・ ・ 2 0
3.	経常経費補助金の確保	・ ・ 2 0
4.	寄附金の創設	・ ・ 2 0
5.	会計システムの健全化	・ ・ 2 1
6.	適切な会計監査の実施	・ ・ 2 1
7.	中期計画の遂行に伴う予算の確保	・ ・ 2 1
VII. 外部評価の受審		・ ・ 2 2
VIII. 附属幼稚園		
1.	教育・保育内容の充実	・ ・ 2 2
2.	園児の確保	・ ・ 2 2
3.	運営体制の整備	・ ・ 2 3
4.	施設・設備の充実	・ ・ 2 3

# 学校法人二戸学園 令和4年度事業計画

## <序文>

開学6年目を迎える本年度、これまでの5年間の法人、大学、幼稚園の運営状況を振り返ると全体的には比較的円滑に推移してるとも思えるが、当初予想していた状況と相違し、いくつかの課題が浮かび上がってきている。

まずは大学である。大学の最も大きな課題は、大学運営の基盤となる学生の確保の問題である。この5年間極めて厳しい状況が続いており、教職員のさまざまな取組にも関わらず満足な結果が得られないでいる。その要因の一つは岩手県の進学動向にあると考えられ、受験生が看護学を学ぶ道として4年制大学ではなく3年間の教育で同じ国家資格が得られる専門学校を選択しているのではないかというものである。二つ目は、本学の教育力が正当に評価されていないのではないかということである。高等学校側から見れば、これまでに本学に入学した学生の進学前の学力面から本学自体の教育力を不当に低く見ており、進学指導に影響を与えているのではないかというものである。本学としては、これらの実態を認識した上で事業計画に示すようなさまざまな取組を進めて行くこととしている。

次の課題は、前述の進学時の問題に起因すると考えられる入学後の学生の学力面の問題である。これまで学力等に課題のある学生に対しては、教員間の情報共有と連携による指導に力を入れることで対処してきたが、本年度からはこれに加え、基礎学力向上のための授業科目の開設や教育課程外に基礎学力向上のための教育プログラムを開設することとしている。

この他、教員の年齢構成や教員確保が困難な教育領域等の教員組織の適正化問題、地域との良好な関係に基づく社会貢献活動の実施等さまざまな課題があるが、本事業計画に基づき着実な活動をとおして解決していきたい。

次に幼稚園についてである。二戸の幼稚園については、ここ数年幼稚園職員の努力により、園児の確保等、比較的良好的な状況を維持している。しかしながら将来の周辺人口の減少にも留意していく必要がある、このためには質の高い教育と保育を維持していくとともに、園の魅力を広く地域に知ってもらおう活動が重要になってくる。また、今般計画中の北上に設置予定の幼稚園については、北上市との良好な関係を築き、北上市をはじめとした地域の支援を得ながら将来を見据えた着実な計画となることが肝要であると考えている。

最後に法人運営についてである。法人運営は、比較的良形で円滑な運営がなされてきたものと考えているが、より充実した法人運営のためには後述の事業計画に示すようにいくつかの課題もある。中でも理事会、評議員会のあり方に関しては、現在、文部科学省においても新たに「学校法人制度改革特別委員会」を立上げ、中心課題として理事会と評議員会のあり方に関する議論が進められている。本法人としてもこれらの動向を注視し、結論が示されればこれに沿った組織改革等、必要な対処を行う。

その他法人運営の課題の一つに財務の安定化がある。財務を左右する最も大きな課題は、学生確保の問題である。これについては、大学の取組に加えて理事会もこのことに積極的に関与し、支援をしていく必要がある。

以上、法人、大学、幼稚園の特に重要な課題を中心に述べたが、他にも多くの課題があり、役員、教職員が目標を共有し、一致協力して本事業計画の実現に努力していきたい。

## 建学の精神

人々の生活と健康を高め 地域社会に貢献する ケア・スピリットを備えた保健医療人

## I. 大学の教育

### 1. 学生受入れ

#### (1) 優れた資質を持つ学生確保のため、次のような取組みを推進

- ① 高校訪問及び出前授業を積極的にいき、継続して高等学校とのより良好な関係を築く。
- ② 令和5年度入試から指定校推薦制度を導入することとし、必要な環境（指定校候補校との調整、規程、実施要項等）を整備する。
- ③ 本年度入学者から適用する新カリキュラムでは、基礎学力を高める科目の充実を図っていること、加えて本年度入学者から、e-learningを活用した教育課程外の「キャリア支援教育プログラム」（仮称）を導入し、基礎学力の向上を図る取組の推進をアピールする。
- ④ 優秀な学生確保のため、優秀な成績で入学する学生に授業料等の一部を免除する特待生制度を導入する。

#### (2) 受験動向の分析と新たなニーズを踏まえた入学者選抜試験の実施

- ① 入学試験方法と入学後の学修成績の関連性やこれまでの本学全国的な受験動向を分析し、検証結果に基づいた対応策（入試日程、試験内容、入試広報等）を検討・実施する。
- ② 大学共通テストへの参加については、他大学の実態や参加のメリット、現状の本学入学試験との関係等を整理し、さらに検討を継続する。（2年前予告の原則を踏まえ、令和7年度入試からの利用に照準を合わせる。）

#### (3) 障害のある学生の受入れの検討

- ① 障害がある学生の入学後の対応マニュアル（支援体制、特例措置等）について引き続き検討する。

### 2. 学生支援の強化

#### (1) 学修支援

学生への学修意欲の向上及び主体的な学びを重視した学修方法を身につけられるよう、以下のような施策を推進する。

- ① 学生の学修状況について教学委員会ができるだけ早い段階で発見・確認し、学生委員会やアドバイザーと情報を共有し、協働して学修不振者への対応に当たり、留年者ゼロを目指す。また、これまでの4年間の学修支援体制、方法を検証し、各学生の状況や個性に合った対応を行う。
- ② 新カリキュラムで基礎学力底上げのために設定した授業科目について、設定の趣旨が達成されるよう教育方法、指導方法等の充実を目指し、年度末において授業評価アンケート等も参考に検証を行う。
- ③ 学生の学修意欲を高めるため、卒業時の成績優秀者の表彰を継続するとともに、令

和5年度入学生から各学年の成績優秀者への特待生制度を導入する。

- ④ 学生の修学状況等に関する保証人との面談は、適時適切に個々の実情に合わせて実施する。なお、新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、より柔軟な対応を行う。

## (2) 生活支援

学生と教職員との意思疎通を基盤とした、以下のような組織的な生活支援を推進する。

### ① 学生生活実態調査を活用した学生支援

ア、これまでに実施した学生生活アンケートを整理・分析し、これらの結果を活用して学生個々に合わせた生活指導を行う。

イ、引続き、担任制度、アドバイザー制度、キャリアアドバイザー制度を適切に運用し、教員間の連携を充実させ、きめ細かい学修指導、生活指導を実施していく。

### ② 学生の心身の問題への対応

ア、学生相談室の存在を学生に周知し、学生のさまざまな心身の問題に関する相談対応の充実に努める。

イ、教員による対応が困難な事例に対して、臨床心理士や保健師等の常駐化による家族対応を含めた問題解決型の対処を可能にする体制を検討する。

ウ、今年度も、新型コロナウイルスの感染状況を注視し、危機管理本部会議の方針に基づいて適時適切な対応を行う。

### ③ サークル活動や課外活動への支援

ア、コロナ禍において、感染対策を継続しながらも、課外活動等、学生のモチベーションが高まるような方策等を検討し、サポートしていく。

イ、ボランティア活動等、学生の課外活動を通じた社会貢献について評価・顕彰する表彰制度を検討・実施する。

## (3) 留年対策

留年生を出さないよう、以下のような施策を推進する。

- ① 今後とも学生の出席状況と学修状況を定期的に把握し、各教員が情報を共有し、連携して対処していく。
- ② 長期欠席者への対応手法等について、これまでの5年間の事例と対応、結果を整理し、対処マニュアルを作成する。
- ③ 成績不振者への対応については、本年度入学生から実施する e-learning を活用したリメディアル学習を推進するとともに、今後の推移を見ながら、さらに必要な支援策を講ずる。
- ④ 仮進級、留年学生に対しては、教学委員会と学生委員会が連携し、保証人への連絡、面談の実施も含め、適時適切に丁寧に対処していく。

## (4) 国家試験対策の充実

国家試験への対策については、国家試験対策支援委員会を中心に学年進行に応じた、以下のような施策を実施する。

- ① 令和3年度卒業生のアンケート結果を基に、看護師国家試験模擬試験を年7回(学内模試含む)、保健師国家試験模擬試験を年6回(学内模試含む)を実施する。また、自己採点とフィードバックによる国家試験対策アドバイスの提供は、極めて効果的で

あり、継続して実施していく。さらに、大学と家庭の双方から学生を重層的に支援する必要があり、保証人への結果通知等の連携にも配慮する。

- ② 令和3年度卒業生のアンケート結果に基づき、業者による看護師国家試験講座を年4回、保健師国家試験講座を年2回実施する。また、学内教員による学内補強講座も講義内容等、学生の希望を取入れながら継続していく。
- ③ 就職希望の学生と医療機関の人事担当者との情報交換手段として、オンラインを活用した説明会の実施を検討する。(令和3年度卒業生の就職先を対象に検討)
- ④ 作年度「国家試験対策学生委員会」が組織化され、学務課とも連携しながら積極的な活動を展開している。また、学生自身が仲間の学修をフォローする学生国試対策委員への支援にも力を入れていく。

#### (5) 学生の意見の大学運営への反映

学生の意見が大学運営に反映するよう、以下のような施策を推進する。

- ① 学生生活実態調査(隔年実施)の結果から、学生委員会と教学委員会において学年間の比較や傾向などを分析し、さらに効果的な学修指導や生活指導に関する知見を高めていく。
- ② 授業方法、授業内容等の質を高めていくため、授業評価アンケートの改善に努める。
- ③ 教学委員会は、学生委員会と協働して低学力者の学修支援を行い、留年者の減少に努める。特に1・2年生対象のアドバイザーや3・4年生対象のキャリアアドバイザー及び担任制度を活用して具体的な学生の意見を整理し、学修支援や生活支援に反映させていく。

#### (6) 就職支援及びキャリア支援システムの構築

国家試験対策、就職支援及び就職後の助産師、専門看護師等のキャリアパスに関する支援の充実のため、以下のような施策を推進する。

- ① 就職説明会や病院見学、就職試験に関する情報を収集・整理し、学生に一斉メールやホームページ、学内掲示等によって適時提供していく。
- ② 医療機関が実施するインターンシップについて、学生自身がホームページ等を通じて情報を収集し、参加するよう促す。また、医療機関や市町村においてオンラインによるリクルート情報がある場合は、その都度、学生への周知を図る。
- ③ 第1・2期卒業生の就職実績に関する情報や過去の就職試験の実施内容を在学生に分かりやすく利用しやすいよう工夫して提示する。
- ④ 卒業生のキャリア支援の充実のため、ホームページ等を活用したきめ細かい情報提供に努める。

### 3. 学修環境の充実

#### (1) 教育用設備・備品及び図書の充実

- ① 図書については、選書リストに基づいて引続き整備を進める。また、図書館利用に関連するコロナ対策のための備品等の整備に努める(湿度計、図書のウイルス汚染除去装置など)。

教育用設備・備品に関しては、学生の学修状況、教育の質の向上のため、今後とも

その充実に努める。

#### (2) 学生のニーズを反映した図書館の整備

- ① 図書館の学生の利用状況・利用形態（学生の入館者数、図書の貸出冊数、データベース利用件数等）に関するデータ収集を行うとともに、図書館利用を促進する定期的な企画展の実施や一般市民の利用を促す企画を検討する。なお、一般市民の利用については、新型コロナウイルスの感染状況に配慮しつつ適切な対処を行う。
- ② 図書館や学生自習室の利用状況の把握や学生の要望などを取入れ、主要な課外学習の場の改善・充実に努める。

#### (3) 情報環境の充実

- ① 教育・研究の質の向上と情報セキュリティの確保のため、情報関連機器の更新と計画的なメンテナンスを実施する。また、令和3年度の取組によってインターネットの脆弱性は改善されつつあるが、引続きモニタリングを行い、必要な充実に努める。

### 4. 単位の認定、進級、卒業（修了）認定

#### (1) 進級要件の見直し

- ① 新カリキュラム導入に伴い新たな進級要件を設定し、その適正な運用に努める。特に今年度入学生から適用する臨地実習の先行要件についての周知を徹底するとともに、臨地実習の代替実習の評価基準を明確化する。

#### (2) 臨地実習の履修要件の見直し

- ① 臨地実習の先行要件について学生便覧及び実習要項に分かりやすく記載するとともに、入学時オリエンテーションや各実習オリエンテーションで周知を図る。
- ② 看護技術のマトリックスの評価・活用について検討する。また、DP（ディプロマ・ポリシー）の達成に向け、新カリキュラムの実習における指導方法等を検討する。

#### (3) 単位認定における成績評価の見直し

- ① 本年度入学生から成績評価は、「A、B、C、D」の4段階から「秀、優、良、可、不可」の5段階評価とするが、2年生以上の学生も含め、評価基準に則り、統一性がとれ適切な評価となるよう努める。

#### (4) GPA(Grade Point Average)制度の導入

- ① 本年度から、GPA（Grade Point Average）制度を本格的に導入することとし、これを活用してさらにきめ細かい学修指導に努める。

#### (5) 卒業認定要件の見直し

- ① 2年生以上の学生のカリキュラムにおいてと同様に、本年度入学者から適用する新カリキュラムにおいても、卒業認定要件とディプロマ・ポリシーとの関係を意識した教育の実践に努める。

#### (6) 卒業時にコアコンピテンシー（卒業時に修得すべき能力）と卒業認定要件の見直し

- ① 在学生のコアコンピテンシーの修得状況と卒業認定要件の関係性を検証し、教育課程、教育内容、教育方法等の適切性を高める。新カリキュラムにおいても、これまでの

在学生のコアコンピテンシーの修得状況と卒業認定要件の関係性の検証を基に適切な指導に努める。

## 5. 教育内容（教育課程）の充実

### (1) 教育課程の見直し

- ① 本年度入学の学生から適用する新カリキュラムについては、指定規則改正に伴う改正だけではなく、旧カリキュラムにおける授業評価等も参考にして改善されたものとなっている。今後とも授業評価の結果や学修状況などを検証し、改善点を見出していく。
- ② 新カリキュラムにおいて見直しを行った実習科目や情報リテラシー関連科目、新たに設置した文化やジェンダーに関連する科目等が当初の目的に沿って円滑に実施されるよう努める。

### (2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの整合性の確立

- ① 現行カリキュラム及び新カリキュラム、それぞれにおけるカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーについての整合性を確認し、これに沿った教育を展開する。
- ② 学生便覧に掲載したカリキュラムマップを参考に、学年進行に沿った学修計画が立案できるよう、入学時のオリエンテーション、面接などを通して指導していく。
- ③ 指定規則改正に伴い見直しを行ったカリキュラム・ポリシーと開設授業科目との関係性、さらにはディプロマ・ポリシーとの整合性についても継続して検証を重ね、次回のカリキュラム改正の基本的資料として蓄積していく。

### (3) ディプロマ・ポリシーに基づくシラバスの作成

- ① ディプロマ・ポリシーとカリキュラム（新旧）との整合性、科目間の統一的な評価基準に配慮したシラバスの作成に努める。

### (4) シラバスの改善充実

- ① 各授業科目の学修目的、学修の要点、シラバス間の統一性等に留意し、学生の学修効果を高めるシラバスの作成に努める。また、教学委員会は、授業評価の結果等も参考に各シラバスの改善点を各教員に通知する。
- ② 今年度の授業評価の結果を基に各授業科目のシラバスを検証し、さらに改善すべき点を整理し作成マニュアルの改善に反映させる。

## 6. 教育方法の充実

### (1) 自ら問題解決できる能力を養うためのアクティブ・ラーニングの推進

- ① シミュレーション教育の充実を図るため、教学委員会とFD委員会が連携し、関連する研修の実施等、シミュレーション教育の充実策、その他個別の支援策等に努める。また、各領域の特色に着目したシミュレーション教育のあり方について検討する。
- ② 情報環境の整備を進め、ITを活用した質の高い教育方法等について検討を進める。
- ③ アクティヴ・ラーニングについての研修の実施と合わせ、関連する授業科目の授業手法の充実に関する検討を進める。

### (2) 授業評価アンケートの実施結果を受けた教育課題の解決

- ① 引続き、授業評価アンケートの結果から課題を抽出するとともに、その結果を各教

員に周知し、改善に繋げていく。

- ② FD 委員会が教学委員会と連携して、授業評価アンケート結果から得られた教育課題解決のための FD 研修等を実施する。

### (3) 基礎的能力を高めるための授業科目等の開設

- ① 新カリキュラムでは、基礎学力の向上を図るための基礎科目を充実させており、これに加え本年度入学生から e-learning を活用した基礎学力向上のための教育課程外学習として「キャリア支援教育プログラム」(仮称) を開設する。

### (4) 看護実践現場と連携した教育の推進

- ① 各領域が責任をもって実習施設と実習前後の打合せ及び評価会議などを行い、教育目標の共通理解や達成度の確認、情報交換の機会を設定する。また、その会議の場を活用して医療現場が求める教育ニーズの把握に努める。
- ② 実習委員会と FD 委員会が共催し、年度内に 1 回以上の実習指導に関する学内研修を企画・実施し、次年度の実習指導に活かしていく。
- ③ 実習打合せ会議や実習前の研修などの機会を活用して医療現場における研究の実施状況を確認するとともに、実習施設に対し調査を行い、共同研究のニーズを把握する。

## 7. 教育活動の評価

### (1) 授業点検・評価方法の見直し

- ① 引続き、授業評価アンケート結果をホームページ上に公開し、学生に周知するとともに、必要に応じ各教員の授業改善策等も公開する。また、これまでの実績を基にアンケート項目、アンケート方法の見直しについての検討も行う。
- ② 多様な授業点検と適切な評価方法の導入  
ア、教育の質を高めるため、前年度に引続き教員相互の授業評価を拡大実施する。  
イ、各教員の授業改善報告書に記述した内容に沿って、改善・見直しを継続的に行う。  
また、必要に応じて FD 委員会と協働し非常勤講師との面談を行い、改善策等について協議する。

### (2) FD・SD 活動の活性化

- ① FD、SD の合同研修を、合同開催にふさわしいテーマを設定し、計画的に実施する。
- ② FD 委員会と教学委員会が共同し、授業改善や授業評価等、継続的に検討すべき教育課題に関する FD 研修を計画的に実施する。

### (3) 現行カリキュラムの評価と改善

- ① 教学委員会が実習委員会と協働して看護現場で求められるニーズ調査を実施し、教育課程や教育内容の改善に反映させる。

## 8. 教育・教員組織の整備

### (1) 教員の採用・昇格の基準の明確化

- ① 大学院担当教員の資格基準等について、学部教員の資格基準を基に整備を進める。
- ② 質の高い教育を推進するため、引続き、未配備領域の教員配置等適切な教員組織を構築に努める。また、その際は、年齢構成の適正化に配慮しつつ、昇格人事と新採用

人事を適切に組合せて行うものとする。

- ③ 「岩手保健医療大学教員選考基準に係るガイドライン」を基に、将来を見据えた昇任・昇格等の人事を進める。
- ④ 引続き、本学の実態に合った教員評価（考課）制度を検討する。

#### (2) 医学系の専任教員の配置の検討

- ① 医学系専任教員配置の必要性、候補者の専門分野等について、引続き検討を進める。

#### (3) キャリア開発支援室の整備

- ① 「キャリア開発支援室」の整備

ア、引続き、学生キャリア支援室が策定した計画に基づき、活動を展開していく。

イ、財務状況、現在の学生キャリア支援室の活動を検証し、兼務職員の配置について検討を継続する。

- ② 学生に対するキャリア・ガイダンス等については、マイナビ等の専門業者のセミナー等を活用し、計画的に実施する。また、進路希望調査を実施し、ニーズに基づいて公務員試験対策や講座等に関する情報を提供していく。
- ③ 卒業生や医療関係者を対象とした再教育の手法等に関する研究について検討する。

## 9. 教学ガバナンスの強化

### (1) 学長のリーダーシップと教授会の役割・機能の明確化

- ① 教授会に置かれる委員会間の連携・協力を高め、関連する事案について情報を共有することにより、各構成員の意識を高め、教授会機能の強化を図る。
- ② 教授会について、会議資料の簡素化、説明の合理化等を図るとともに、学長のリーダーシップにより、スピーディーな会議運営に努める。

### (2) 各委員会の役割と機能の見直し

- ① 各委員会は、関連する委員会、事務局とも密接に連携・協力し、本事業計画に沿って着実に検討を進める。
- ② 基礎学力の向上等を目的として今年度から導入する e-learning の効果的な実施を図るため、教学委員会の下にワーキンググループを設置し、継続的な検証を行い必要に応じ見直しを行う。

## II. 大学院の教育

### 1. 大学院生の受入れ

#### (1) 学生確保のため、次のような取組を推進

- ① 大学院案内を作成し、県内及び近県の看護系大学・看護専門学校、200床以上の病院等の医療機関に配布する。
- ② 学部の臨地実習関連施設を中心に、施設管理者や看護職者に大学院における教育意義を説明し、大学院進学の仕事かけを行う。
- ③ 本学学部生向けのガイドを作成し、大学院への進学意向調査を行うとともに、必要

なアドバイスをする。

## 2. 大学院生の教育

### (1) 各看護学領域毎の履修指導の実施

- ① 設置時に明示した、研究科の教育目標、育成する人材像及び修了後の進路に対応した履修モデルに基づき、個別の履修指導を行う。
- ② 長期履修生制度を活用する学生には、修了までの履修計画を提出させ、これに基づく履修が円滑に進められるよう支援していく。

### (2) 柔軟な教育の実施

- ① 対面形式の授業を中心とするが、事前に調整し、遠隔による授業も取入れるなど柔軟な対応を行う。
- ② 履修期間については、学生の利便性向上のために夏季休暇等を利用するなど弾力的な運用を行う。

### (3) 研究指導の充実

- ① 大学院生の研究テーマの選定に当たっては、丁寧なアドバイスを行うとともに、研究の進展に合わせた適切な指導を行う。
- ② 複数教員による指導体制により、看護学の各専門領域を越えた考え方や分析方法等を学ぶ機会となるような指導に留意する。

### (4) 学修環境等の整備

- ① 大学院教育、大学院生の研究に必要な専門図書・資料については、設置計画に基づき整備を進める。また、必要に応じ、収容定員に見合った学修環境（研究室、必要備品等）の調整を行う。

## 3. 大学院の運営体制等の整備

### (1) 運営組織の整備

- ① 大学院教授会を中心に適切な大学院運営に努めるとともに、継続して学部教授会との連携、情報の共有化に留意する。
- ② 教授会に設置した各委員会が連携協力し、質の高い大学院運営、学修支援が行えるよう努める。

### (2) 大学院運営に必要な各種規程の整備

- ① 大学院運営に必要な各種の規程等の整備は行ったが、実際の運営に則した見直しと必要な規程整備に努める。

## Ⅲ. 大学の研究活動

### 1. 研究の重点化と特色ある研究の推進

#### (1) 地域の医療・福祉等の関連機関や団体と連携した研究の推進

- ① 大学が提示する共同研究プロジェクト課題として、「ケア・スピリット、地域貢献、タブレット教育、ICT教育、遠隔授業、災害、アクティブラーニング、新型コロナウイルス」等のキーワードを含んだ研究を募集し、研究チームが新たな研究に取組めるよう支援する。

#### (2) 大学間連携による研究を推進

- ① 他大学との学術交流について、具体的研究分野、相互の交流メリット、可能性等について引続き検討を進める。
- ② 「いわて高等教育コンソーシアム」の活動と本学との関連、メリット等を勘案し、加入の方向で検討を進める。

#### (3) 領域横断的な研究の推進

- ① 「大学が提示する共同研究プロジェクト課題」及び「申請者が自主的に設定する課題」において、領域毎に共同研究を推し進める。なお、領域を横断した共同研究については、今後の課題として引続き検討する。

#### (4) 教育実習先の医療機関等の看護職者等との共同研究の推進

- ① 新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、実習先の看護職者等との調整を行い、具体的な共同研究課題、研究方法等について検討を進める。

#### (5) 領域ごとに、特色ある研究の推進

- ① 学内共同研究費を活用し、各領域が特色ある研究を進められるよう支援する。

#### (6) ケア・スピリットに関する研究の推進

- ① 臨床における医療・看護に係る倫理のあり方に関する研究を新たに採択された科学研究費補助金を活用して推し進める。
- ② 本学の臨床倫理研究センターが中心となって刊行した書籍等を学部・大学院の教育に活かすとともに、本センターが実施するオンラインによる懇話会等を地域の看護師等の医療・ケア従事者に提供し、これらの活動が医療系教育や臨床現場へどのように反映できるか検証する。

## 2. 研究活動を活性化するための支援体制

### (1) 研究推進のための情報交換とフォローアップ体制の構築

- ① 各教員が進めている研究及び共同研究の内容等についての情報交換の方法を検討する。また、このような観点から学内研究報告会の企画運営のあり方を検討する。
- ② より質の高い研究が進められるよう、各教員が実施する研究に係る計画書の申請段階で経験豊かな教授陣から適切なアドバイスを行う。
- ③ 各研究に対するフォローアップの方法と組織的支援として、研究の進捗に合わせた適時の確認と必要に応じた助言等を行う。特に倫理審査が必要な研究については、早期の倫理審査申請の必要性についての周知を図る。

### (2) 研究推進のための研究環境の整備

- ① 学内共同研究の審査員は、本学の全教授が責任を持って引受けるものとし、公正・公明な課題選定と適正な研究費配分を行う。
- ② コンカレントライセンスによる統計ソフトがスムーズに稼働するよう、教員のパス

コンспекクの向上を検討していく。また、先端的研究機器については、使用状況・使用頻度の実態把握とニーズ調査を実施し、導入を検討する。

- ③ 研究時間の確保のための研究日の設定については、現状の実習負担、大学の運営負担（委員会活動等）の勤務実態を検証し、引続き検討する。
- ④ 外部資金を獲得するための努力をする者に、インセンティブを与える方策を検討する。インセンティブ付与の導入に当たっては、現状の財源状況にも配慮し、現在の個人研究費の見直しを含め検討する。

### 3. 若手研究者への支援

#### (1) 若手研究者の育成

- ① 若手教員の研究の実態を把握し、それぞれの実態に合った支援・育成方法について検討する。また、領域長に対し、領域内での共同研究の立上げを推進するよう提言する。

#### (2) 学位未取得教員への支援

- ① 学位（修士、博士）未取得の若手教員の大学院進学については、本学の将来的な教員体制の整備の観点から、各領域における業務配分に配慮しながら、大学として積極的に支援していく。

#### (3) 研究に対する助教、助手への支援

- ① 若手教員の自立的研究が適切に進められるよう、各領域の実情に応じ指導方法、指導の視点等を検討し、支援していく。

### 4. 外部研究資金の獲得と研究支援体制等の整備

#### (1) 科学研究費補助金の獲得

- ① 科学研究費補助金等の外部資金獲得に繋がる研究業績を積むため、学内共同研究費及び個人研究費による研究を活性化させる。

#### (2) 競争的外部資金の獲得の促進

- ① 引続き、科学研究費補助金等の競争的外部資金の情報収集に努め、教員への情報提供を確実に行っていく。

#### (3) 科学研究費補助金申請等に係る個別支援の強化

- ① 科学研究費補助金申請に係るセカンドオピニオン体制を整備するとともに、各領域において、申請段階での助言、採択後の個別フォローアップを強化する。

#### (4) 科学研究費補助金申請に関する FD の継続的な開催

- ① 科学研究費補助金の申請に関する FD 研修を、7月～8月に実施する。

#### (5) 外部資金の申請書作成を支援するための学内体制の整備

- ① 各種の外部資金の申請書作成を支援する人材の確保について、必要な財源の確保等（間接経費の活用等）を含め検討するとともに、日本学術振興会が開催する「科学研究助成事業説明会」における情報を各教員に周知する。

### 5. 研究成果の発信と管理

(1) 各教員の研究テーマや研究業績の公開

- ① ホームページの教員紹介ページに、各教員の研究業績（最近5年間）を最新の情報に更新して掲載する。

(2) 研究成果の公表・発信

- ① 教員の研究成果を各種の学術集会、講演会、公開講座で紹介するとともに、大学のホームページに掲載していく。

(3) 大学の研究マネジメント力の向上・整備

- ① 質の高い研究の実施や研究の倫理性が確保されるよう、研究マネジメントに関する体制整備、手法等を整備する。

**6. 研究倫理の徹底**

(1) 研究倫理審査の適切性の確保

- ① 本学の研究が倫理性を確保しながら適切に行われるよう、「研究倫理審査委員会」を定期的で開催し、チェック機能を強化する。

(2) 研究倫理審査後の研究実施状況の把握

- ① 各教員は、毎年度（年度末）、当該年度に行った研究の状況を整理し、「研究倫理審査委員会」に報告書として提出する。

(3) 研究倫理に関する研修会等の充実

- ① 研究倫理に関する本学主催の研修会を企画するとともに、JST（科学技術振興機構）が提供する研究倫理教材（eラーニングプログラム）の履修を促す。

(4) 研究活動上の不正行為防止体制の整備

- ① 研究活動における不正行為の防止及び公的研究費の不正使用防止に関する各種規程、仕組み等の周知を徹底するとともに、これに関するテーマを研究倫理講習会の中に組み込む。

(5) 研究資金の適正使用

- ① 研究資金の適正使用等については、関連する規程及びその中で規定されたチェック体制に基づき、適正な運営に努める。また、各教員は、これらの規程に沿って常に自らの点検を心掛けるものとし、会計課による定期点検、監事による年1回の監査を通してさらにその適切性に努める。

(6) 研究資金を統括する専門の事務部門の設置

- ① 研究倫理及び研究資金の統括部門の体制整備については、現状では会計的観点から会計課が受け持っているが、さらに精度を高めていくため、どのような対応が可能か、引続き検討する。

**IV. 大学の社会貢献活動等**

**1. 本学の社会貢献の実態把握と社会貢献活動の推進**

(1) 本学の社会貢献活動の実態把握

- ① 昨年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により社会貢献活動を控えざるを得ない状況であった。本年度は、これまでの5年間の実績を体系的に整理し、ホームページへの掲載を検討する。

#### (2) 本学主体の社会貢献活動の推進

- ① 今年度は、できる限り対面形式の公開講座の開催を検討するが、新型コロナウイルス感染症はなお不安定な状況にあり、オンラインによる開催も併せて検討していく。
- ② 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえながら、本学1年生及び未受講教職員を対象とした「認知症サポーター養成講座」を盛岡駅西口地区包括支援センターと連携して実施する。
- ③ 地域交流室を活用した社会貢献活動については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況及びワクチン接種状況を考慮し、可能な活動について検討する。

#### (3) 地域医療機関・施設、看護協会、医師会等と連携した活動の推進

- ① 看護協会や実習病院等における本学教員の講師派遣等のニーズ及び実施方法等に関する意向調査を実施し、これに基づき具体的な活動を検討する。また、本学が対応可能な本学主催の研修会等の開催について検討する。

#### (4) 地方自治体等との連携による社会貢献活動の推進

- ① 本学が実施可能な出前講義について、ホームページで広報するとともに、「いわての師匠派遣事業」や地方自治体、学校からの出前講義等の申込みに対しては積極的に対応していく。

#### (5) 大学間で連携した活動の検討

- ① 「いわての師匠派遣事業」を通して当該事業の中核機関である岩手大学との交流を深め、大学間連携の基盤作りの検討を行う。

#### (6) 産業界と連携した社会貢献活動の検討

- ① 本学の教育・研究に関連すると考えられる地域の産業界の教育ニーズと本学が連携可能な活動について検討する。

#### (7) 公的機関の諸行政への専門的知見を活かした協力

- ① 教員の持つ専門的知見を活かし、地方自治体等の各種の委員会に委員などとして協力していく。

## 2. 本学の活動の社会への情報発信の充実

#### (1) 本学の社会貢献活動のホームページによる発信

- ① 引続き、本学が実施可能な公開講座のテーマを紹介するとともに、これまでの実績等をホームページを通して積極的に発信していく。

#### (2) マスメディアへの情報発信

- ① 公開講座についての情報を地域のマスメディアに直接発信するとともにホームページ、SNSを通じて発信する。

## 3. 社会連携・社会貢献を推進するための体制整備

#### (1) 社会貢献活動の推進のための学内推進体制の充実

- ① 本学の地域における社会貢献活動は着実に実績を上げているが、さらなる発展の可能性について引続き検討を進める。
- ② 地域貢献・国際交流委員会の専属的な事務的支援については、現在の事務体制、業務内容等からは困難であり、現状においては、本委員会と事務局との連携を密にすることや活動内容（ボランティア活動等）によっては学生の協力を得る方策等を検討することなどにより対応する。
- ③ 昨年度決定した地域貢献担当理事のこれまでの経験をとおした助言を得ながら、社会貢献活動の充実に努める。

## V. 法人及び大学の管理運営

### 1. 法人ガバナンスの強化

#### (1) 理事会の機能の充実

- ① 広範な意見を法人運営に反映するため、今年度中に理事構成のあり方についての方針を決定する。なお、本方針の決定に当たっては、学校法人制度改革特別委員会（以下「特別委員会」という。）における検討の方向性、その後の改正後の私立学校法を踏まえるものとする。
- ② 「学校法人二戸学園理事の主管業務に関する内規」に基づき、各理事において具体的な活動方針等について提案を行う。

#### (2) 運営協議会の効率的な運営と権限の明確化

- ① 運営協議会構成員は、円滑な法人運営のため、本会議の設置趣旨・役割について認識し、適切な事前調整等に努める。また、事前の調整を十分果たすため、必要に応じ適時、臨時的開催を行う。

#### (3) 評議員会機能の強化

- ① 評議員会の設置目的に留意し、今年度中に構成員の在り方についての方針を決定する。なお、理事会と同様、文科省の特別委員会における検討結果、その後の改正後の私立学校法を踏まえるものとする。
- ② 議事内容に応じ適時の開催に努める。また、評議員会の独立性、客観性の観点から、今年度中に評議員の中から議長を選出する。

#### (4) 監事機能の強化

- ① 「学校法人二戸学園監事監査基準」に基づき、理事とは職責を異にする法人の独立したチェック機関としての機能を発揮していく。
- ② 理事の業務活動に係る評価については、各理事が表明した主管職務（役割分担）についての活動方針に基づいて適切に評価し、その結果を年度末に公表する。
- ③ 必要に応じて学内諸会議にオブザーバー出席するとともに、各会議の議事内容（議事録等）の確認を行うことにより、法人及び大学運営に関する知見を高めていく。
- ④ 監事監査の質を高めるため、監事、公認会計士、内部監査室による三様監査を実施し、必要に応じ改善策の提案等を行う。

#### (5) 法人運営調整会議の設置

- ① 理事長、学長、常務理事、事務局長等を構成員とする「法人運営調整会議」においては、法人運営、教学事項の情報の共有化を図り、円滑な法人及び大学運営のため、理事会等の議事案件の整理、方向性についての検討を行うとともに、必要に応じ教授会や事務局に対し、対応策の検討を求めていく。

#### (6) その他

- ① 「役員の報酬等の支給の基準及び評議員の手当等に関する規程」の役員報酬等の一つとして退職手当に関する規定を盛り込む規程改正を行う。

### 2. コミュニケーションの円滑化

#### (1) 法人の運営方針等の共有

- ① 法人に所属する教職員が本法人の運営方針等を共有するため、理事長、学長と教職員との意見交換の場（対面形式に拘わらず、所感等の発信等）を設定する。

#### (2) 「運営協議会」の役割の明確化

- ① 理事サイドと教学サイドの意思疎通、情報の共有、理事会等の事前調整の観点から、開催時期、回数増を検討する。

### 3. コンプライアンスの体制強化と推進

#### (1) コンプライアンス関連規程の整備と周知

- ① 役員は、「学校法人二戸学園役員行動規範」及び「学校法人二戸学園理事の内部規律に関する規程」を遵守し、適切な活動に努める。
- ② 教職員等に対して「役員及び教職員の行動規範」や「倫理規程等のコンプライアンス関連規程」及び関係図を配付して周知の徹底を図る。
- ③ コンプライアンスの重要性の認識を高めるため、関連規程をホームページに掲載し、周知の徹底を図るとともに、関連する研修会の開催を検討する。

#### (2) 利益相反マネジメントの強化

- ① 本年度も、利益相反マネジメント規程及び実施細則に基づき、役員及び教職員全員が利益相反に関する報告書を提出し、法人倫理委員会の評価を基に理事会において適切に対処していく。

#### (3) ハラスメント対策の強化

- ① 「ハラスメントの防止等に関するガイドライン及び相談員対応指針」を全教職員、学生に対して周知徹底を図り、事案が生じた場合は「ハラスメント防止対策委員会」を中心に適切に対処していく。
- ② ハラスメント防止対策委員会において、FD委員会の協力を得て、教職員、学生を対象としたハラスメントに関する研修会について検討する。
- ③ ハラスメントの防止を図るため、啓発パンフレットを作成し、教職員、学生に配布する。

#### (4) 公益通報についての周知

- ① 公益通報に関する規程の見直し、他の関連する規程との整合性等について整理する。

## 4. リスク管理体制の整備と強化

### (1) リスク管理体制の見直し

- ① 資金決済面でのリスク回避については、帳簿上のチェックを今後も定期的実施するとともに、経理処理に当たっては、資金払出担当者とシステム入力担当者を分離し、相互チェックをとおしてリスクを回避する。
- ② 災害、情報関連システムの破損、情報漏洩、さまざまな事故、メディア等の不測の事態等が発生した場合の現行の回避方策等について、現実的な視点から見直しを行う。また、特に人事、学籍、規程等の重要な情報、データについては、定期的なバックアップを行う。

### (2) リスク対応体制の整備

- ① 本法人、本学等における考えられるリスクの抽出と現状を分析し、それぞれの対応体制について検討する。また、必要に応じて関連規程を整備し、教職員、学生に周知を徹底する。

### (3) 想定される危機への対応策の整備

- ① 毎週開催している危機管理本部会議においては、現状は新型コロナウイルス感染症対応が中心であるが、他の危機管理対応（防犯、防災等）が必要な事案についても本会議を中心に関連委員会と連携し、適時適切に対応していく。
- ② 新型コロナウイルス感染症対策も含め、他のリスクについても一定の対応マニュアルを作成しているが、実態とマニュアルについて現実的な視点からチェックを行い、必要に応じて見直しを行う。
- ③ 危機管理（感染管理、防災、救急救命、防犯等）に関する講習会、訓練を定期的実施する。

## 5. 業務執行体制の見直しと人事管理

### (1) 現業務体制の検証と見直し

- ① 新たに発生する業務等の現状を踏まえ、事務局各課の業務の洗出しと分担について、不断の見直しを行う。

### (2) 業務内容及び人員配置の継続の見直し

- ① 現状の業務について、合理化の可能性、無駄の排除等の検討を行い、効率的な業務運営について引続き取り組む。
- ② 業務内容を見直して効率化を図るとともに、財務状況にも留意しつつ、質の高い法人運営と教育支援を行っていくための適切な人員配置を検討する。

### (3) 専門性の高い人材の採用

- ① 現状において事務体制が脆弱な IT や研究支援業務について、専門性を有し経験豊富な人材の採用を検討する。

### (4) 将来を見据えた事務職員体制の整備

- ① 将来を見据え、本法人の安定的な運営と継続性を担保するため、若手事務職員の育成に留意した運営を心掛ける。

### (5) 人事考課制度の実施と活用

- ① 職員の公正な評価と処遇の連動は重要な課題であるが、本学のような規模の小さな組織における適切な考課制度の導入を検討していく。

## 6. 効率的な事務体制の構築

### 事務局内の確実な情報伝達と共有化

- ① 定期的に若手事務職員による「事務連絡会」が行われており、幹部職員を構成員とする「連絡調整会議」においてもその情報を共有し必要な対応に努めている。
- ② 学長、事務局長、各課長及び常務理事等による「連絡調整会議」を中心に、教学と事務サイドの情報の共有化を図り、法人、大学の円滑な運営に努める。

## 7. 各種会議(委員会)の見直しと活性化

### (1) 自己点検委員会による検証評価

- ① 自己点検委員会は、教学に関する中期計画の対応状況を基に、認証評価の評価項目に対する本学の現状を把握し、必要な改善を関係委員会や事務局に要請していく。また、認証評価受審に向け具体的活動を進める。

### (2) 各委員会の所掌事項の見直し

- ① 各委員会の所掌内容や実際の活動は、現時点においては問題なく遂行されているが、今後とも、必要に応じ各委員会の所掌事項の見直しを行う。

### (3) 委員会運営の効率化

- ① 各委員会間の連携・協力を高め、相互に関係する事案についての情報を共有することにより、教授会機能の強化と合理化を図る。
- ② 引続き、各委員会における運営方法、資料の削減、簡素化等の効率化に努めていく。

## 8. 給与体系の検証

### (1) 現行の給与規程改正の検討

- ① 引続き、各職員の経験や年齢のほか、将来の人生設計にも配慮した給与体系となるよう、現行給与規程の見直しを検討する。

## 9. 職員の資質向上

### (1) 職員の能力向上とモチベーションの向上に繋がる取組の推進

- ① 本年度も、OJT (On the Job Training) を中心として職員能力の向上に努めるとともに、各管理職のこれまでの経験をベースにした職員向け研修会を開催する。
- ② 昨年度は、新型コロナウイルスの影響で関連機関が実施する各種の説明会や研修がオンライン形式のものとなったが、本年度以降、これらの研修等がこれまでどおりの形式で実施された場合は、積極的な参加を促す。また、当該研修に参加した職員による不参加の職員を対象とした還元研修を実施する。

### (2) 全教職員が参加する SD の充実

- ① 新型コロナウイルスの影響で本学においても FD・SD 研修会の開催が制限的であったが、本年度はオンライン開催も含め、定期的、計画的に開催できるよう検討する。

### (3) 若手職員の資質向上

- ① 昨年度は、関連機関が実施する研修はオンライン形式による研修等となったが、本年度以降、これらの研修が集会形式で開催された場合に備え、旅費・参加費などの必要な財源を準備する。

## 10. 広報活動の推進

### <大学の知名度・認知度を高めるための活動>

#### (1) 持続性のある体系的広報活動の展開

- ① 引続き、ホームページの掲載内容の充実に努めるとともに、他の広報手段である大学案内等とも連動した統一感のあるものとすることに留意する。

#### (2) 広報活動の目的・ターゲットの明確化

- ① これまでの5年間の経験から、受験生が本学を知るきっかけはホームページであり、最終の入学動機はオープンキャンパスでの説明等であったとの結果を得ている。また、学校訪問は、進学指導教員が本学を理解し、信頼を得るために重要であり、本年度もこれらの手法に重点的に取り組む。

#### (3) オープンキャンパス・大学祭をととした大学認知度の向上

- ① オープンキャンパスは、受験生にとって入学動機の最も重要な機会であり、今後ともその充実に努める。また、広く地域社会の認知度を高めていくため、一般社会人等を対象とした魅力ある公開講座等の充実に力を入れる。

#### (4) 地域の行事・活動への積極的な参加

- ① 昨年度は、新型コロナウイルスの影響で「さんき踊り」等、多くの地域行事が中止となったが、これらの地域行事は、本学の認知度を上げる絶好の機会でもあり、今後とも積極的な参加を検討する。

#### (5) 公開講座をととした大学認知度の向上

- ① 引続き、社会、地域の関心事に焦点を当てた公開講座を企画し、実施していく。なお、新型コロナウイルス感染症に留意し、Webを活用した開催も視野に入れる。

#### (6) 大学HPをととした大学認知度の向上

- ① 大学行事や学生の活動、社会的関心の高い教員の研究内容をホームページを中心に魅力的に発信するとともに、地域のメディアにも紹介し、取上げてもらうような働きかけも行う。

### <学生確保のための活動>

#### (1) 学生確保につながる有効な広報活動の展開

- ① 現行の本学の広報活動について、進学情報機関へのヒアリングや在学生を対象としたアンケート等により、それぞれの広報手段の効果測定を行い重点化を図る。

#### (2) 高等学校訪問、進学相談会等をととした広報の展開

- ① 高校訪問、進学相談会等の広報手法別の効果を検証し、広報活動のレベルを高めていく。また、学生確保の重要性に鑑み、必要な広報経費の確保に努める。
- ② 本学の理解を深める活動として、これまで入学実績のある高等学校の進学指導教諭を本学に招き「進路指導教諭会」として定期的に開催する。

### (3) 広報活動への在学生の協力

- ① 新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえつつ、在学生の協力を得た出身校への訪問活動を推進する。

## 1 1. 情報の公開（透明性の確保）

### (1) 以下のような教育・研究に関する情報を積極的に公表

- ・大学及び大学院の教育研究上の目的、3つのポリシー
- ・教員組織
- ・入学状況、在学状況に関する情報
- ・教育課程、シラバス
- ・学修評価基準、卒業認定基準
- ・校地・校舎等の学修環境
- ・授業料等、大学が徴収する費用
- ・学生の修学支援、生活支援（奨学金等）、キャリア支援に関する情報
- ・学則等主要規程

等、引続き、公開すべき最新の情報を遅滞なく掲載していく。

### (2) 以下のような学校法人に関する情報を積極的に公表

- ・寄附行為
- ・財務諸表
- ・中期計画、事業計画、事業報告
- ・自己点検・評価報告書
- ・監事の監査報告書
- ・役員、評議員に関する事項
- ・役員等報酬基準

等、引続き、公開すべき最新の情報を遅滞なく掲載していく。

### (3) その他、以下のような大学の活動に関する情報を積極的に公表

- ・ガバナンス・コード
- ・大学設置認可申請書
- ・大学設置に係るアフターケアに関する資料
- ・大学院設置認可申請書
- ・教員の研究業績の状況
- ・本学が行う社会貢献活動等の状況
- ・学生の課外活動等の状況

等、引続き、公開すべき最新の情報を遅滞なく掲載していく。

## VI. 法人の財務及び会計

### 1. 財務基盤の安定化

### (1) 志願者・学生の確保

- ① 学生確保のための他大学の取組事例等の情報収集に努め、参考になる点は積極的に取り入れていく。なお、優秀な学生確保の観点から、本年度から入学生に係る特待生制度を導入する。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、今後の進学説明会やオープンキャンパスの実施は不明な部分も多いが、感染対策を徹底し、できる限り対面形式の説明会、オープンキャンパスを実施する。また、併せて魅力的なオープンキャン動画をホームページに掲載し、人数制限等のハンディに対処する。

### (2) 人件費の抑制

- ① 固定経費である人件費比率は、依然高い状況にある。教員の人件費の抑制は、教員確保の観点から現実的には極めて難しい課題であり、当面は他の経費の削減等で対処していくこととし、今後は教員の年齢構成の適正化等、中長期的な採用計画により対処していく。
- ② 教員については、教育体制維持の観点から現給保障を基本にした給与決定が行われてきたが、今後は、教育体制の整備状況に留意しつつ、新たな採用者から既存の給与表に基づく適切な給与決定を行い、人件費の抑制に努める。

### (3) 質の高い教育を展開するための財源の安定化

- ① 昨年度、教育研究経費及び管理経費の区分見直しを実施したが、引続き説明可能な範囲で各費目の見直しを行い、教育研究経費比率が高まるよう努める。

## 2. 外部資金の獲得

### 競争的外部資金の強化

- ① 科学研究費補助金の獲得に向け、引続き「科学研究費補助金獲得に向けてのFD研修会」の実施及び申請書作成の支援等の取組を行う。また、科研費以外の外部資金に関する情報を収集し、速やかに教員に提供し資金獲得に向けた支援を充実させる。

## 3. 経常経費補助金の確保

### 経常経費補助金獲得の強化

- ① 経常費補助金の算定基準等の修得に努め、より多くの補助金が獲得できるよう予算配分等を含めて検討していく。特に補助金算定に影響する入学定員や収容定員充足率、教育研究経費比率等の状況については、常に留意して大学運営を行う。
- ② 本学の現状においては、改革総合支援事業等の特別補助の交付要件を満たす状況にはないが、今後とも補助要項の変更等の情報に留意し、必要な改革に取組んでいく。

## 4. 寄附金の創設

### 教育研究水準の維持・向上のための設備備品・図書等の整備

- ① 新たな寄附金の創設について、他大学の例をさらに収集するとともに、本学の実態に合ったものとして理事会、教授会とともに検討を進めていく。

## 5. 会計システムの健全化

### (1) 会計関係規程の整備

- ① 現状の会計関係の規程は、基本的な事項を押さえ本学の実態に合ったものとして整備されているが、今後とも随時検証を行うとともに、制度の改正等があった場合は、適切に現行規程の改正、新設等を行う。

### (2) 会計処理基準との適合性の検証

- ① 現行の会計処理基準については、監事や会計監査人の意見を聴き、現時点において問題はないことを確認している。今後とも監事監査等により適切性を確保するとともに、指摘があれば、現行規程の改正等を含め、適切な対処を行う。
- ② 会計処理の公正性確保の観点から、内部監査室、監事とも協議し、会計処理の点検を徹底し、必要に応じ処理基準の見直しを行う。

## 6. 適切な会計監査の実施

### (1) 監事と内部監査室による会計監査の実施

- ① 今年度も引続き監査計画を策定し、監査結果は、報告書として取りまとめ、理事会に報告し、関係部署に改善の方向性等を指示する。

### (2) 三様監査による、より充実した会計監査

- ① 会計処理等の適切性を高めるため、監事、公認会計士を含めた三様監査を実施し、課題の抽出、必要に応じ改善策の提案を行う。

## 7. 中期計画の遂行に伴う予算の確保

### (1) 大学院設置に伴う設備・備品、図書等の整備

- ① 大学院設置認可に係る寄附行為変更認可申請書類（必要経費の見積もり等）に変更が生じる場合は、速やかに文部科学省と事前協議を行い、適切に対処する。

### (2) 大学の教育・研究を推進するために必要な設備・備品等の整備

- ① 学年進行に伴う備品等の整備については、教育・研究の質の維持と向上のため、適切な予算確保に努める。また、昨年度は、新型コロナウイルス感染症等外的要因により実習等に係る経費を中心に弾力的な対応を行ったが、本年度もこれらの状況を見極めつつ同様な対処を行う。

### (3) 附属幼稚園の施設、設備・備品等の整備

- ① 新園舎増築部分を始め、質の高い魅力的な教育・保育活動が展開できるよう、引続き備品等の充実に努める。

### (4) その他の財務上必要な対応

- ① 施設整備拡充特定資産の積立（第2号基本金）については、今後、備品の経年劣化による買い替え、施設の補修、新たな機器備品の整備等の必要性が想定されるため、本年度以降の中期的な財務状況を踏まえ、検討していく。
- ② 中期計画に対応した中期財務計画を作成する。

## VII. 外部評価の受審

外部評価として、以下の評価機関による評価を受ける。

### (1) 大学の認証評価（機関認証）の受審

- ① 令和5年度の受審に向けて、中期計画・評価委員会の下に設置した「認証評価受審プロジェクト」を中心に受審準備作業を進める。

### (2) 看護教育評価の受審

- ② 看護教育評価の受審については、引続き情報収集に努め、認証評価受審後に受審年度について検討する。

## VIII. 附属幼稚園

### 1. 教育・保育内容の充実

#### (1) 外部講師の活用

本園の理念・方針に則り、着実に教育・保育を進めるとともに、引続き以下のような特色ある取組を推進する。

- ① 引続き、スポーツクラブ等の講師により、月3回程度の体育教室を実施していく。
- ② 引続き、外部の講師等により、月4回程度の英語教室を実施していく。

#### (2) 教育手法の改善

教育・保育が魅力あるものとなるよう、以下のような取組を推進する。

- ① 園舎施設を有効に活用した「新たな教育方法による教育やカリキュラム」について、引続き検討し実行していくよう努める。
- ② 月2回程度の職員会議を開催し、行事内容の確認と評価、園児の状況等の情報共有に努め、適切な園運営に努める。また、若手職員の保育上の悩みについての相談も園長や先輩職員が丁寧に対応していく。
- ③ 職員会議や園内研修により、ヒヤリ・ハットや感染症等への対応についての情報等の共有に努める。また、研修計画を策定し、同計画に基づき職員の質の向上に努める。
- ④ 県、市、私幼認定こども園等の主催によるキャリアアップ研修（Zoomによる研修）や教育委員会による幼稚園等初任者研修講座等に積極的に参加する。

#### (3) 大学との連携

- ① 新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、大学教員による研修等の実施を検討する。

### 2. 園児の確保

#### (1) 特色ある教育・保育の展開

- ① 特色ある取組として、引続き体育教室、英語教室を実施することとし、保護者等の意見も参考に新たな取組を検討していく。
- ② 引続き、近隣の農園において、野菜の栽培やサツマイモ等の植付けなどの体験活動を実施していく。

- ③ ハロウィンなどの行事については、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、時間の短縮や規模の縮小等を図り、引続き実施していく。

#### (2) 効果的な広報活動の展開

- ① 各種行事の写真や子ども達の普段の様子、新しい園舎を紹介すること等により、引続き魅力的な情報発信に努める。
- ② 上記情報を中心に、さらに保護者に訴える魅力あるホームページとなるよう努める。
- ③ 引続き、新聞への折込チラシ、ポスター作成による広報活動を展開する。

#### (3) 地域との交流の推進

- ① 夏祭り、運動会、ハロウィンパレードについては、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、時間の短縮、規模の縮小等により、引続き実施していく。また、介護老人保健施設への訪問については、同施設と実施方法を十分に相談のうえ検討する。
- ② 新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、大学教員による地域のニーズに基づいた講演会等の実施を検討する。

#### (4) 口コミの活用

- ① 新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、園施設の開放等による広報と周辺地域の幼児・保育需要に関する情報収集に努める。

### **3. 運営体制の整備**

#### (1) 職員の資質の向上

- ① 先輩教諭の指導を学び、実践に結び付けていく取組を進め、引続き若手職員のスキルアップを図っていく。

#### (2) 柔軟な事務処理体制

- ① 引続き、若い職員の業務配分を工夫して、保育業務と並行して事務作業が実施できるよう努める。
- ③ 引続き、若手の保育士等を各行事の企画段階から積極的に参加させ、園運営への参加意識を高めるようにしていく。

#### (3) 法人本部との連携の密接化

- ① 法人本部との連携を強化し、適切な会計処理及び定期的な情報共有に努めていく。
- ② 引続き、日常の連絡等をとおして、法人本部との情報の伝達と共有化に努める。

### **4. 施設・設備の充実**

#### (1) 園舎の増築と整備

- ① 園舎増築に伴う設備・備品等の整備充実に努める。

#### (2) 園児の安全確保

- ① 年2回の消防用設備等の点検を行うとともに、他の設備についても安全性の観点から、定期的な保守点検を行っていく。
- ② 園児の教育・保育に必要な設備等の整備に当たっては、園児の安全性を最優先にして行う。
- ③ 保育士の補充・強化のため、短期大学、大学等への求人活動を積極的に行っていく。

(3) 設備・備品の整備計画の作成

- ① 施設・備品の整備等に関する事項については、整備計画案を策定し、法人本部との事前の協議を十分行う。

(4) 堀野字東側地区の園舎

- ① 堀野地区園舎の取壊し等の処分については、自治体等との事前相談等が重要であり、対処計画の策定段階から、十分な協議・調整を行う。

(5) 幼保連携型認定こども園の設置（岩手保健医療大学附属認定こども園北上（仮称））

- ① 令和6年4月1日の開設を踏まえ、認定こども園の整備形態を検討・整理し、関係各方面と十分調整のうえ、所要の事業申請等の手続きを進める。また、並行して園児確保に効果的な広報、運営体制（法人本部との関係等）、必要な設備・備品の整備、教員・保育士の確保、必要な運営経費等について精査し、十分な準備体制を整える。

(以 上)